

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成29年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成29年3月16日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 選挙第1号 | 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について（指名推選） |
| 日程第2 | 議案第7号 | 水城館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第8号 | 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第9号 | 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第10号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第11号 | 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第12号 | 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第13号 | 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第14号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第15号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第16号 | 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第17号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第18号 | 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第19号 | 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第20号 | 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |

- 日程第16 議案第21号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第23号 太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第22号 太宰府市自治基本条例の制定について（自治基本条例特別委員会）
- 日程第19 議案第24号 太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第25号 太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第21 議案第26号 太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第22 議案第27号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第23 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第24 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（分割付託）
- 日程第25 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第26 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第27 議案第32号 平成29年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第28 議案第33号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第29 議案第34号 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第30 議案第35号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第31 議案第36号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第32 議案第37号 平成29年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第33 議案第38号 平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第34 議案第39号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第35 発議第4号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第37 議員の派遣について

日程第38 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺	剛	議員	2番	舩越	隆之	議員
3番	木村	彰人	議員	4番	森田	正嗣	議員
5番	有吉	重幸	議員	6番	入江	寿	議員
7番	笠利	毅	議員	8番	徳永	洋介	議員
9番	宮原	伸一	議員	10番	上	疆	議員
11番	神武	綾	議員	12番	小畠	真由美	議員
13番	陶山	良尚	議員	14番	長谷川	公成	議員
15番	藤井	雅之	議員	16番	門田	直樹	議員
17番	村山	弘行	議員	18番	橋本	健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	芦刈	茂	副市長	富田	讓
教育長	木村	甚治	総務部長	石田	宏二
地域健康部長	友田	浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口	信行
建設経済部長	井浦	真須己	市民福祉部長	濱本	泰裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤田	彰	教育部長	緒方	扶美
上下水道部長	今村	巧児	教育部理事	江口	尋信
総務課長	田中	縁	経営企画課長	山浦	剛志
地域づくり課長	藤井	泰人	市民課長	行武	佐江
都市計画課長	木村	昌春	社会教育課長	中山	和彦
上下水道課長	古賀	良平	監査委員事務局長	渡辺	美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	阿部	宏亮	議事課長	花田	善祐
書記	山浦	百合子	書記	高原	真理子

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては、指名推選委員会を設置し付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」、選挙管理委員会委員及び補充員の指名は指名推選委員会に付託されておりましたので、去る3月14日に委員会を開き、選挙管理委員会委員及び補充員の指名者を決定いたしましたので、報告いたします。

選考基準としまして、地域割り、性別、年齢等を考慮した執行部からの推選案をもとに審査を行いました。

審査において推選案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております指名結果表のとおり、選挙管理委員会委員に青柳良輔、小野隆弘、中村美佐子、本岡健一、補充員に土師節子、古城戸茂樹、白石純一、津田秀司を指名することで、全員一致で決定しております。

また、補充員の委員への補充順序は、結果表に記載されている順序によるものといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

指名推選委員会において指名された方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、指名推選委員会において指名された方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選をされました。

改めて当選人を報告いたします。

太宰府市選挙管理委員会委員に青柳良輔氏、小野隆弘氏、中村美佐子氏、本岡健一氏、補充員に第1位土師節子氏、第2位古城戸茂樹氏、第3位白石純一氏、第4位津田秀司氏、以上のとおり決定しました。

なお、当選人には、会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2から日程第9まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」から日程第9、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第7号から議案第14号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」、水城跡の東門に設置された水城館の指定管理者について、歴史資料の展示、それから文化財の保護及び愛護思想の普及等をやっていくという水城館の目的にかなっているということで、公益財団法人古都大宰府保存協会を指定管理者として指定するとの説明を受けました。

委員からは、誰か常駐するような形になるのか、また、建物の中だけでなく、外でもガイドの説明をするのかなどの質疑があり、執行部からは、1名の常駐を考えており、外でのガイド説明を行うよう考えているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴うもので、引用している条番号の繰り下がりによる改正、また、新たに規定が追加されたことにより改正するものと説明を受けました。

委員からは、実施機関とあるが、どの部分を指してこの実施機関に対して削除請求や中止を求めるといふふうに理解したらいいのかなどの質疑があり、執行部からは、実施機関は個人情報

報保護条例第2条第1項に規定している。個人情報保有しているそれらの実施機関に対して削除請求、目的外利用等中止請求を求めるとの趣旨であるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、今回の条例改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーについての法改正になっているので、反対とするとの反対討論が1件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第8号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、これは、いわゆる番号法の改正に伴うもので、引用している条項に項ずれが生ずることから、改正するものと説明を受けました。

質疑はなく、討論について、議案第9号は、もともとのこの条例に反対の立場であるため、今回の改正についても反対とするとの反対討論が1件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第9号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連がありますので一括して審査を行いました。

今回の改正は、主に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

職員の育児、介護のための環境整備として、早出、遅出の勤務、介護休暇の取得、養子縁組ができない児童を委託されている場合における育児休暇等に関する部分の改正との説明を受けました。

委員からは、早出、遅出勤務が可能になるとのことだが、実際にそういう状況にある職員はいるのかなどの質疑があり、執行部からは、今のところ要望、申し出は上がっていないが、実態として介護している親をデイサービスに送り出してから出勤している職員はおり、今は休暇により対応されているとの回答を受けました。

質疑を終え、議案第10号及び第11号ともに討論はなく、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第11号も委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、今回の改正は、消費税率10%への引き上げ時期が平成31年10月まで延期されることに伴い、消費税と一体的に見直しすることとされた地方法人課税の偏在是正や車体課税の抜本的見直しが同様に延期されたことから改正するもので、新旧対照表に沿って改正点の内容について説明を受けました。

質疑はなく、討論については、消費税増税は延期となったが、増税は反対の立場であるので、その点からこの条例については反対とするとの反対討論が1件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第12号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、市長の給与を平成29年4月1日から任期期間中10%削減し、82万7,000円とする特例を設けるもので、市長が公約として掲げていたこと、公約で示していた70万円については、平成27年6月議会で否決された経過も踏まえ、今回の提案になっているとの説明を受けました。

委員からは、今回の決定は市長の意思なのか、いろいろ話をされてということなのかなどの質疑があり、執行部からは、基本的には市長の意思ですとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、今回の10%削減が趣旨が違ような気がして納得できないところがあるため反対とする。公約に基づきとあるが、公約については具体的な金額が出されているので、市長もそうしたいのだろうから、4年間のトータル分を考えて改めて出してほしい、今回は反対とする。公約にはきっちり明記されているので、10%というのは公約ではないと思う、よって反対とするとの反対討論が3件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第13号は賛成なし、委員全員一致で原案を否決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」、平成29年4月からの機構改革に伴い、部課名の変更、所掌事務の再編等で条文改正の必要があるものについて、一括して整理を行うもので、新旧対照表に沿って改正点の内容について説明を受けました。

委員からは、家庭児童相談については子育て支援センターに移したということだが、ヤングテレホンはどうなったのかなどの質疑があり、執行部からは、相談件数が減っている現状があり、一緒に担えるものは担っていこうということで、平成28年度から家庭児童相談と統合しているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第8号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど委員長報告にもありましたが、今回の議案第8号は、いわゆるマイナンバー制度に関するものであります。マイナンバー制度が発足をして、各種政府公報などではマイナンバーの利便性、必要性を強調するPRがされています。しかし、マイナンバー制度への市民の理解が進んでいるとは言えない状況です。

おととい福岡県が公表したマイナンバーカードの取得状況は、当初目標の3分の1にとどま



っているということも明らかになりました。実際、国税庁は、確定申告の際にはマイナンバーが記載されていなくても申告書を受け付け、不利益は与えないということを表明しています。

多額の経費をかけ、国民総背番号制を強制する一方で、番号流出などへの対応は万全とは言えず、その点の不安が解消されているとは言えません。

マイナンバー制度に関しましては、問題点があり、反対としている立場で、関連する議案でありますので賛成することはできないこと、同会派の神武議員とともに反対することを述べまして、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時15分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第9号につきましては、先ほど反対いたしました議案第8号と同様の内容であると考えますので、理由については第8号で述べたとおりであります。

議案第9号につきましても、同会派の神武議員とともに反対することを述べまして、討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時16分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第12号につきまして、反対の立場で討論いたします。

委員長報告にもありましたが、消費税増税とあわせて車体課税等の消費税増税の延期に伴う

条例の提案ということがありましたけれども、車体課税の見直しの中で、軽自動車税への増税の部分が含まれている内容であります。

そもそも軽自動車の近年の普及は、ガソリン価格の高騰や、生活スタイルの変化で一家に1台だった自動車が1人1台という時代になっています。軽自動車は、公共交通機関が発達していない地域では、暮らしの重要な役割を果たしており、軽自動車税への増税は、大衆課税そのものであると考えます。

消費税の増税に反対する立場から、同様の事案である、延期といえどもその消費税の増税等の理由に反対している立場でありますので、同会派の神武議員とともに反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時19分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、原案に反対の立場で討論します。

この議案については、本会議2日目に2名の議員による質疑があり、また3日目には私が一般質問で取り上げ、選挙公約とは違う理由、10%の根拠等についてお尋ねしました。しかしながら、市長からは具体的な回答、合理的な説明が全くなされなかった次第であります。

本市の市長給与については、近隣自治体あるいは類似団体と比べて特段多いわけではなく、副市長や教育長とともに条例に定められている内容は、職責とバランスを考慮した妥当なものであると考えます。

一般質問でも申しましたが、選挙において給与の減額を公約にすることは、結果的に有権者の関心を買うことになります。しかし、その実効性や周りへの影響を考えると、好ましいこと

とは思えません。

しかしながら、公約に掲げ当選したならば、それを遂行するのは当然のことです。よって、前回平成27年6月議会では減額案に賛成しました。結果は否決でしたが、そのことを理由に公約をほごにしていいなどあり得ません。公約を果たそうと考えるのであれば、何度でも提案すべきです。しかし、市長はそれをされず、議会が否決したからと、そのまま受給を続け、また供託なども行わず、今度は折り返し点だという理由で、公約とは全く違う額を提案されました。

一般質問で指摘したことをもう一度整理しますと、芦刈市長は平成27年5月から現在まで、選挙公約とは異なる月額91万9,000円を受け取っておられ、公約違反の部分は500万円を超えています。今回提案された額は、条例の規定から10%減の82万7,000円ですが、これでいきますと4年間では、既に受け取った分を含め約4,180万円となり、公約との差額、超過額は820万円を超えます。

また、ここには期末手当、いわゆるボーナス分は含んでおりません。期末手当は給与月額をもとに算定されますから、概算ですが、4年間で公約と条例との差額は約605万円になります。市長が既に受け取ってられる期末手当約710万円のうち、超過分は約180万円で、これも公約に反しています。

給与月額だけで考えてみましても、公約を守るということであれば、今回提案すべきは約49万円であり、議案はそれより約33万円も大きな数字です。金額の具体的な根拠も示されない中、認めるわけにはまいりません。

最後に、市長は報道関係者に対し「筋を通すため」と発言され、記事にもなりましたが、改めて調べますと、筋を通すとは道理にかなうようにする、物事の首尾を一貫させるという意味でした。もう一度ご確認をお願いして、反対討論とします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案否決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立なし）

○議長（橋本 健議員） 起立なしです。

よって、議案第13号は否決されました。

〈否決 賛成0名、反対17名 午前10時23分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等」

関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第17まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第10、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

第4条第2項に定めている使用時間について、1日1目的につき2時間以内とする定めを施行規則に明記することに伴い、第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであること、また、開放時間について、日没との表記が曖昧なことから、時間表記に改めるとの説明を受けました。

委員から、大佐野スポーツ公園に関して、開放時間が2月1日から3月末日までは午後6時までとなっているが、日没時間を考えると暗くないかなどの質疑がなされ、執行部より、今回の時間設定に当たっては、過去5年間の日没時間を調査した。安全面を考慮した場合、日没の捉え方が人によって異なるため、設定したものであるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」、第4条第2項に定めている使用時間について、1日1目的につき2時間以内とする定めを施行規則に明記することに伴い、第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、筑紫地区介護認定審査会は、筑紫地区4市1町で事務局を輪番制としており、平成27年度から2年間は太宰府市で筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を定めていた。平成29年度からは事務局が那珂川町に移行することに伴い、今回、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例から筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を削除するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」、本条例については、太宰府市総合体育館の完成により、基金設置目的を達成したことに伴い廃止するものであるとの説明を受けました。

委員から、総合体育館は完成したけれども、総合運動公園になるには、まだ周辺整備が必要ではないかななどの質疑がなされ、執行部より、総合運動公園整備事業という基金の名称ではあるが、総合体育館をつくるという目的の基金であり、目標を達成したことにより条例を廃止するものであるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」、筑紫地区介護認定審査会は、筑紫地区4市1町で事務局を輪番制としており、平成27年度から2年間の審査会予算は、事務局である太宰府市の特別会計としていた。平成29年度から事務局が那珂川町に移行することに伴い、今回条例を廃止するものであるとの説明を受けました。

委員から、次の事務局への引き継ぎは、太宰府市の9月定例議会閉会ごろの完了予定なのかななどの質疑がなされ、執行部より、平成29年度の同条例は那珂川町で制定されるが、平成28年度の決算は太宰府市で行うとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第19号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」、平成26年6月

25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正され、平成28年4月1日から市町村が指定権者となる権限移譲が行われたことに伴い、新規サービス事業として地域密着型通所介護を追加する改正を行うものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、第4条第2項に定めている使用時間について、1日1目的につき2時間以内とする定めを施行規則に明記することに伴い、第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであること、また、開放時間について、日没との表記が曖昧なことから、時間表記に改めるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第21号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」、太宰府市総合体育館に隣接する旧地域包括支援センターにスポーツ課が移転することに伴い、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、スポーツ振興事務所として開設するものであるとの説明を受けました。

委員から、スポーツ課と太宰府市体育協会の区分はどのようなになるのかなどの質疑がなされ、執行部より、2階部分を3つに区切り、入り口に近いほうにスポーツ課、会議室のスペースを挟んで一番奥に太宰府市体育協会が入る形となる。また、1階部分に太宰府障害者団体協議会とエ・コラボという組織が入っているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第23号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託されておりました審査内容について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第15号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第23号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時35分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」

て」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時37分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時37分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 18 議案第 22 号 太宰府市自治基本条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第18、議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」を議題とします。

本案は自治基本条例特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

自治基本条例特別委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 本定例会におきまして、自治基本条例特別委員会に審査付託された議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」の審査につきましては、2月22日に担当部課長から概要説明を受けた後、2月24日及び3月9日の延べ3日間にわたり、地域健康部長、総務部長ほか地域づくり課長、総務課長、経営企画課長出席のもとに審査いたしました。

議案審査では、議案書及び資料として提出されました答申、パブリック・コメント前の素案、上程案の比較表をもとに、条文ごとに執行部の説明、質疑応答を行い、慎重に審査を行いました。

執行部の説明では、太宰府市自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参画の仕組みなどを、市民自治の主体者である市民との協働で進めていくための規範となる、新しい自治のルールを定めるために制定するものである。

これまでの経緯としては、平成23年11月に自治基本条例審議会へ諮問し、その後、まちづくり市民会議を22回、同会議の幹事会を41回開催し、平成27年10月までに28回の審議会を開催し答申をいただいた。その答申をもとに、市長以下庁内職員で構成する協働のまちづくり推進本部会議など38回の会議で精査を進めた後に、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様からいただいたご意見を参考に今回の条例案を作成したという報告がありました。

まず、この条例案の審査に当たり、関係各位のもと、5年の年月を要しておりますことに敬意を表します。

質疑の詳細な内容につきましては、全議員構成の特別委員会での審査であったことと、後日、自治基本条例特別委員会会議録が調製されることから、ここで逐一報告することを省略させていただきます。

質疑の主なものとしましては、委員より、今議会最終日に条例案が通った場合、市民への周知方法はどうするのか、ダイジェスト版のようなものをつくる計画はあるのかなどの質疑がなされ、執行部から、周知の手段としては、広報やホームページ等で広く皆さんに知っていただくように考えている。また、内容を解説した手引書的なものをつくろうと考えているとの回答がありました。

次に、意見交換を行い、主な意見として、議会基本条例や政治倫理条例などをつくってきたが、条例制定はエンドではなくスタートである。だから、まずはつくってみようという思いで

あるという意見。

今、全国1,718自治体あるが、本当にいい条例であれば、全国どこの自治体でもつくるはずである。自治基本条例がなくても、しっかり市政運営がなされていると思うという意見などがありました。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、意見等について十分に整理され、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

討論では、賛成の立場で5名の委員、そして反対の立場で2名の委員が発言されました。

討論を終え、採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査をしておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 議案第22号自治基本条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

平成28年11月8日に市長の諮問を受けて審議会の答申がなされるまでに4年を要し、その後1年余をかけて庁舎内部の調整を受けて上程されました本条例案は、その作成にかかわった関係者の数と要した時間数から見て、太宰府市政上、異例の部類に属すると解しております。

さて、平成23年から始まった第五次太宰府市総合計画では、「市民と共に考え共に創るまちづくり」を目標として掲げております。自治基本条例案も、協働のまちづくりの一環として位置づけられております。

地方自治法が予定していなかったこのようなシステムが、なぜ取り入れられたのか。それは、地方自治体において、国への依存度が高く、紛争解決や政策実施に当たって国へ指針を仰ぎ、国からの通達に従って自治行政を行ってきたという三割自治の時代が長く続き、そのため地方自治体に独立した運営能力が育ってこなかったという過去の歴史がございます。

ところが、国自体が政策の転換を図り、地方でできることは地方でというふうに地方分権へシフトいたしました。その結果、地方自治体は、自己責任のもとに政策判断をしていかなければなくなりました。政策形成、実行過程に住民の意向を反映していくシステムが構想されたわけであります。

また、今日の少子・高齢化社会では、財政的な逼迫が長く続くことが予定されております。少ない予算で、多くの行政需要にどのように対処するかという構造問題が横たわっているわけであります。このような社会構造の変化の中で、地方自治を実現していく手段として、自治基

本条例が意識されております。

以上申し上げた意味合いにおいて、自治基本条例は協働のまちづくりを進める有効な基礎を提供するものと考えます。また、現在の地方創生法で言われております、地方に望まれている太宰府市がいいという魅力的なまちづくりに寄与するものと考えます。

以上から、本条例案に賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、太宰府市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける市民の権利と責務を明らかにし、自治の実現を図ることを目的にしています。しかしながら、肝心の市民への情報発信、周知が十分であるとは言えない状況です。

ちなみに同条例第14条には、議会及び市長等は、市政に関する情報を市民と共有することがまちづくりの基本であることを踏まえて、情報提供を積極的に行うよう努めるものとする。とあるように、まずは同条例の市民への周知を図り、市民、議会、行政が共有することこそが、市民にとって一番身近な生きた条例になるための第一歩ではないかと考えます。

さらに、第29条には、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が目的とするまちづくりに寄与しているか検証、検討する旨の規定があるように、条例をつくりっ放しにせず、絶えず見直し続ける姿勢こそが重要と考えます。

以上、条例制定後に我々がやらねばならない必須事項を申し添えまして、私の賛成討論いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」、今回自治基本条例については、たくさんの審議会等、市民の方々、平成23年度よりかわかりご尽力いただきました。本当にありがとうございました。しかしながら、今回反対の立場から討論いたします。

平成23年度から自治基本条例の制定に向けて審議がありましたが、いまだ市民に周知がなされているのか疑問に思います。また、第3条の市民の定義ですが、市内に住所を有する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者または市内で事業活動その他活動を行う者もしくは団体をいうとありますが、市民に値する範囲が余りにも広過ぎるのではないのでしょうか。市民に関しましては、市民税を納める者、市内に事務所を置き、法人税、所得税を納める者でよいのではと考えます。

また、用語説明等がついていませんので、個人個人の捉え方でまた誤解を招いたりするのではないかと思います。

よって、自治基本条例につきましては反対いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 議案第22号「太宰府市自治基本条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

現行の「高校現代社会」の教科書から地方自治と自治基本条例関する部分を要約することで、賛成討論にかえます。

地方自治は、団体自治と住民自治がともに前進することで充実する。その前提が地方分権と市民分権、すなわち市民の公共政策への参加や協働の実現である。今日新しく増大する公共サービスの多くは、住民の参加や協力をこれまで以上に必要とする。それゆえ、住民参加や住民と自治体の協働の新しい仕組みがつくられ始めた。自治基本条例を制定し、それぞれの地域に独自の地域づくりの理念や原則、自治体運営の基本ルールなどを定める動きの広がり、地方分権に伴って自治立法の考え方が定着し始めたことを示している。

さらに、この教科書において、地方自治の節が含まれる「日本国憲法と国民生活」という章の冒頭では、国家の安全保障から人間の安全保障、すなわち世界中の全ての一人一人の日常生活における安全保障への転換の必要を、現代的な課題として掲げています。その部分より引用します。

日本政府も、この人間の安全保障を外交の柱の一つと位置づけ、積極的な取り組みを行っている。しかし、それは日本や日本国民自身の問題としては必ずしも十分に認識されていない。

つまり、地方自治の問題としても、内政の問題としても、日常生活の問題としても、世界的な課題としても、現代社会の要請に即した内容を今回の自治基本条例の内容、その制定は持つと考えます。

自治基本条例は、本格的な自治の始まりを示すという位置づけがなされており、なくてもやってきたがゆえに不要と考えるのは、現代の課題解決に対する退行的な意思表示だと私は考えます。

歴史的にアジアに開かれた文化交流の拠点であったことに市のアイデンティティーの一つを求める私たちのまちが、自治をともに生活する人々によって進めようと、市民概念を広げることによってそう捉え直す、そのことは市の独自性の観点からも、またさまざまなレベルでのグローバル化を前提とする現代社会の状況からも、必然的であると考えます。

自治基本条例の内容を詰めていく過程では、市民が育つまちである必要も議論されています。これからの太宰府市を担っていく世代へのメッセージという性格も、子どもの権利というものに言及されていることもありますが、自治基本条例にはあると考えます。

この条例の制定が、これからの市民が持つべき基本的な課題意識に応えるものであることを示し、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13 番（陶山良尚議員） 太宰府市自治基本条例の制定については、反対の立場から討論をいた

します。

自治基本条例の上提案作成に至るまで多くの方々がかかわり、審議会等において長きにわたり議論されてきました。この間ご審議いただきました皆様のご尽力に対しまして、心より敬意を表する次第でございます。

しかしながら、私はこれまで、他の自治体で制定された条例の中身や、制定途中で問題が起り制定をやめた自治体の状況など見聞きしながら、自治基本条例について情報収集を行ってまいりました。そのことを踏まえて、気になる条文については特別委員会において質問してきましたが、やはり全国で制定されている自治基本条例で問題となっている部分が、太宰府市自治基本条例の上程案にも含まれており、この条例の必要性自体に疑問を抱いているところでございます。

ここでは詳しくは言及しませんが、例えば条例の位置づけ、市民の定義、コミュニティの定義、子どもの権利、住民投票などの条文について問題があると認識しております。

そして、この条例自体、市民の直接的な参画をうたったものであり、条例によって安易に認めると、一部の市民の意見、動きによっては市政運営に影響を及ぼす可能性は否定できず、一部の自治体では問題が起っているところもあると聞き及んでいます。

そして、市民の力が大きくなると、最終的には議会不要、そして間接民主主義、また二元代表制の否定につながる可能性もあり、一部ではこの条例自体、憲法及び地方自治法に抵触する可能性もあるとの解釈もされております。

そして、私が一番心配していることは、この条例が長きにわたり審議されてきましたが、条例の存在、中身について、どれだけの住民が認識し、周知しているのかということでございます。この条例が制定されれば、一般の住民、例えばサイレントマジョリティーと言われる方々まで自動的に権利や責務が与えられるという重たい条例でもあり、本来ならばまちづくりの担い手である自治会役員や各団体の関係者等には、少なからず条例制定の過程においてしっかりと説明を行い、そして意見聴取の機会を持つべきではなかったかと思っております。審議会での審議に時間をかけ過ぎた感が否めず、一番大事な住民への説明、意見聴取の機会が十分担保されないまま制定されることは考えられないことであり、誰のための条例なのか甚だ疑問であります。

現在、全国で1,718の自治体がある中で、この条例が制定されているのは361自治体でございます。この数が多いか少ないかは、それぞれ見方がありますが、制定しなくても、行政、議会、住民が連携してすばらしい市政運営がされている自治体も数多くあり、私は本市においても今までどおり住民の皆さんの活動、協力によって、工夫さえすれば十分すばらしいまちづくりを推進していけるのではないかと考えております。

よって、以上のことから、問題点も多く見受けられる自治基本条例を本市において制定する必要はないと判断し、この条例案については反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成12名、反対5名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第23まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第19、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第23、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託された議案第24号から議案第28号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第26号「太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について」並びに議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」については、本市の都市計画マスタープランの上位計画である福岡県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる福岡県都市計画区域マスタープランが平成29年1月24日に改定されたことに伴い、改正を行うものとの説明を受けました。

さらに、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」は、県の区域マスタープランの改定に伴うもののほか、国の屋外広告物ガイドラインの変更に伴い、改正を行うものとの説明を受けました。



次に議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」は、都市計画審議会委員の本来の職を離れた場合の任期についての規定が明確に定めていなかったので、残任期間を明確に規定したものと説明を受けました。

説明の後、議案第24号について質疑を行いました。

委員からは、太宰府都市計画太宰府市地区計画は、今後どのような形で計画を考えているのかとの質疑があり、執行部からは、太宰府都市計画太宰府市地区計画に県の区域の名称を新たに加えただけで、内容の変更はないとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第24号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号について質疑を行いました。

委員からは、委員の任期中にその職を離れたときには、委員の職を失うものとするという内容が追加されているが、実際にこういうケースが発生したのかとの質疑があり、執行部からは、議会の議員の場合、委員の任期中に議員選挙が行われ、議員の職が離れた時点で委員の職も終了しないといけないということで規定を設けたとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第25号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号については、委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号について、委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号について、委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第28号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第27号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第28号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時02分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時02分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第26号「太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時04分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目総合企画推進費、ふるさと納税関連業務委託料500万円の増額補正について。昨年9月議会において、寄附金目標額を1,000万円とし、委託料を760万円予算計上していたところ、年末までに目標を超える金額の寄附をいただき、さらに年が明けても寄附をいただいている状況から、3月末までの寄附額を想定して500万円を補正するものです。

関連として、歳入の17款1項2目ふるさと太宰府応援寄附として1,200万円を計上していると、あわせて説明を受けました。

委員から、歳入の寄附金合計が2,317万5,000円とあるが、平成28年度のふるさと納税額はこれぐらいということかななどの質疑がなされ、執行部より、今回が初めてなので、どの程度入ってくるか想像がつかなかったが、当初の目標を12月末までに超えてしまったため、多目に計上しているとの回答がありました。

次に、9款1項3目消防施設等整備費243万8,000円の増額補正。消火栓を新規に設置する工事費及び関連工事費を水道企業へ負担するもので、今回、通古賀六丁目、芝原公民館付近に消火栓を新たに設置、また水量確保のため、周辺の水道管の口径を変更したことに伴う新設負担金との説明を受けました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金2,024万3,000円。これは3月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。3月補正充当後の財政調整基金残高は23億5,873万25円となるとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費補正については追加3件、第3表債務負担行為補正については変更1件が計上されており、計上の根拠についての説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第29号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 議案第29号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、3款1項1目の国民健康保険事業特別会計関係費3,163万4,000円の増額補正について。保険基盤安定制度負担金の国、県の交付金決定通知に基づき、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額補正を行うものである。低所得被保険者の保険税軽減により減収となる保険税を、県及び市が3対1の割合で負担する保険税軽減分が2,347万6,000円の増、低所得世帯が多い国保の財政基盤の強化等のため、一定の率に基づき国、県、市が2対1対1の割合で負担をする保険者支援分が815万8,000円の増、合わせて3,163万4,000円の増額。

財源につきましては、歳入、保険者支援分の国の負担分として407万9,000円、保険税軽減分及び保険者支援分の県の負担分として1,964万6,000円を計上し、残りは一般財源となるとの説明を受けました。

次に、3款3項1目の生活保護事務関係費2,250万3,000円の増額補正について。平成27年度の生活扶助費等給付額の決算により額が確定したことから、その差額を平成28年度で精算返還を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、住宅確保給付金は何人に支給されたのかなどの質疑がなされ、執行部より、平成27年度は119万2,600円を支給しており、9人、延べ38人に支給しているとの回答がありました。

次に、4款1項5目の環境衛生費888万7,000円の減額補正について。平成26年、平成27年度に発生した筑慈苑の施設組合敷地内ののり面崩落に伴う災害復旧工事の入札減等による、本市負担分としての減額補正であるとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費補正については、追加4件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債、平成28年度中間処理施設用地費1件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第29号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第29号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託された議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、8款2項2目道路橋梁新設改良費、13節委託料400万円の増額補正。これは、本年1月27日付で改正踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道として、市内2カ所の踏切について指定を受け、指定年度から5年以内に改良を終える必要があることから、そのための予備設計の費用を計上したとの説明を受けました。

委員からは、市内の20数カ所の踏切道は今後どのような方向性で検討しているかとの質疑があり、執行部からは、国土交通省の踏切安全通行カルテの中で全国1,479カ所が公表されており、市内では3カ所入っているが、今後さらに指定を受ける可能性がある踏切は、多くて5カ所ほどを想定している。踏切道の改良は相当の期間、費用を要するので、前もって対応できるようにしていきたいとの回答がありました。

また、委員からは、改良費はJR九州や西日本鉄道などの事業主の負担はあるのかと質疑があり、執行部からは、自治体がほぼ100%負担であり、かなりの負担があるので、市長会等を通じて要望していきたいとの回答がありました。

次に、第2表繰越明許費補正の追加分8款2項道路等維持補修事業330万3,000円。これは、内山地区の公共下水道工事にかかわる用地買収にあわせて同地区の雨水排水工事を計画していたが、用地の確保に不測の日数を要していることから、繰り越しをお願いするものとの説明を受けました。

委員からは、いつぐらいの完成を予定しているかとの質疑があり、執行部からは、用地買収について現在も交渉中であり、今年の夏ぐらいまでをお願いしたいと思っているとの回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごと執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第29号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、財源の組み替えのみで、歳入歳出総額に変更はありません。

歳出の一般被保険者療養給付費の財源を組み替えるもので、前期高齢者交付金を3,163万

4,000円減額し、繰入金3,163万4,000円を増額するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第30号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」、審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主なものは、収益的支出においては、公共下水道整備費等が減となる見込みのため、課税仕入れ等に係る消費税が減ることに伴い、消費税の納付税額が増え、549万7,000円



の増額となるもの。次に、資本的支出においては、芝原雨水幹線工事工法の変更及び入札減によって、公共下水道整備費を2億230万3,000円減額し、それに伴って資本的収入において企業債を1億6,070万円を減額し、国庫補助金を6,232万円を減額しているとの説明を受けました。

委員からは、芝原雨水幹線工事工法はどのように変更し、2億230万円の減額になったのかとの質疑があり、執行部からは、当初は既存の水路を壊し、新しい水路をつくる計画をしていたが、流量等を検討した結果、既存の水路をそのまま生かし、横に新たな水路をつくる工法により、金額が減少したとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第31号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第31号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27から日程第33まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第27、議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」から日程第33、議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました
予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第
32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」から議案第38号「平成29年度太宰府市下水
道事業会計予算について」までは、2月22日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所
管部長及び課長から概要説明を受け、3月13日、14日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教
育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明の中で、当初予算の概要及び編成方針について、我が国の景気
の状況は、内閣府の月例経済報告によると、一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調
が続いているとされている中、アメリカ大統領の交代に伴う金融政策の影響や、中国を初めア
ジア諸国の経済の先行きが不確実であるなど、金融資本市場を中心に今後の動向に留意する必
要があるとしています。

また、総務省発表の平成29年度地方財政対策において、保育士や介護人材等の処遇改善を図
ることや、地方が地方創生等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地
方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を上回る額を確保したとしています。

このようなことを踏まえ、太宰府市の平成29年度の予算編成においては、地方財政対策の内
容も踏まえながら、ふるさと納税関連事業を一層充実するなど自主財源の確保に努めるととも
に、国、県等のあらゆる補助メニューの活用について再検証し、最大限の財源確保に努めた
とのこと。

また、第五次総合計画における行政目標の早期実現を最優先課題とし、事務事業外部評価委
員会からの評価結果を踏まえ、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めるこ
とを前提に、事業をゼロベースから見直すなど、経費全般について徹底した節減、合理化に努
めたとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成29年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明
資料を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員か
らの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部
の皆様方に、ここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などに
つきまして十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その
内容について、ここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録

でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

平成29年度の一般会計予算総額は233億1,680万円で、前年度の0.9%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

一般会計予算案について、質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、議案第32号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第34号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第35号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第36号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について、審査を終わり、委員会採決の結果、議案第33号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第34号、議案第35号及び議案第36号の各特別会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号「平成29年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細につきましては、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第37号及び議案第38号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第32号「平成29年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第32号「平成29年度一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

予算委員会におきまして、さまざまな質疑へのご回答ありがとうございました。反対の立場

から、3点について述べさせていただきます。

1点目、3款民生費、1項10目の人権政策費の同和運動団体の補助金について、3年ごとに見直しが行われ、平成29年度はその年に当たり、60万円の減額となりましたが、引き続き予算化がされています。また、地域対策費として老人医療費、介護サービス費の扶助費が、平成29年度も228万円見込まれています。太宰府市内のどこの地域に住んでいようと、区別されることなく市民生活が送られるよう、早急な改善と廃止を求めます。

2点目は、保育園の待機児童に関する対策についてです。

平成29年度4月の入所決定通知が配付され、現在保育園に入れない子どもたちが220人を超えていることが明らかとなりました。昨年度見込んでいた認可保育園の建てかえや新規建設が予定どおり進まなかったこともあり、平成28年度の待機児童数が全国市町村で56位という不名誉な結果を解消することには至りませんでした。

児童福祉法第24条第1項で、保育所の整備の義務は市町村の保育実施義務であると明記されています。これまで児童福祉法のただし書きに、保育所の不足は家庭的保育事業などの代替策を求めてありましたが、平成27年度施行の子ども・子育て支援法においては、このただし書きを削除しています。厚生労働省担当官は、待機児童は許されない、その意味で利用者の権利性が強まっているとの見解も発言されています。

このことから、入所希望者がいる以上、早急な整備を行う義務があります。認可保育園の公募に早急に取り組むこと、公立保育所の開設も検討材料とするなどを求めます。

さらに、待機児童世帯への支援についてです。

待機になれば、預け先を確保しなければなりません。保育料が高くても、届出保育所を利用せざるを得ない方が増えるということも、容易に予測できます。

9月議会で、平成27年度決算認定の討論においても補助の要望を述べておりました。また、これまでに一般質問等で、ほかの議員からも要望がされています。この届出保育所の保育料の補助が必要と考えていますが、予算化されていません。平成29年度予算審議で、1,400万円で補助が可能であるとの回答がありました。年度途中での補正予算化を求めます。

最後に3点目です。2款総務費、2項企画費、市民政庁まつり補助金450万円については、平成29年度は休止するとの決定がされましたが、予算編成の時期との関係があり予算計上しているとの説明がありました。早急に減額し、不用額には入れず、市民生活に配分することを求めます。

以上のことから、平成29年度予算については、同会派藤井議員とともに反対とさせていただきます。

最後に、子どもの貧困率は、厚生労働省発表で16.3%、6人に1人と言われていますが、予算審査資料を請求した就学援助の認定数は毎年増え続け、率としては全国調査とかけ離れた状況ではなく、小学校では16.7%、中学校においては18.8%となっています。

子どもの貧困は、保護者の経済的な厳しさが影響しています。ここを支援していくこと、子

どもたちが平等に教育を受けられる環境を支援していくこと、福祉と住民サービスのさらなる充実に向け全庁的に取り組んでいただくことをあわせて要望させていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時44分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第33号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第33号「平成29年度国民健康保険事業特別会計予算」におきまして、反対の立場で討論いたします。

さきの12月議会におきまして、条例改正において、国民健康保険税の3本柱の一つである国保加入者全てに係る後期高齢者支援金について増額となりました。その結果、国民健康保険税合計額が引き上げとなりました。国保加入者の多くを占める非正規雇用の方、高齢者の方には、払いたくても払えないという状況をさらにつくり出してしまうことが懸念されています。

12月の条例改正に反対した立場から、このことが反映された平成29年度予算編成については、同会派の藤井議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時46分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第34号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時46分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第35号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時47分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第36号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時47分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第37号「平成29年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第38号「平成29年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第39号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第34、議案第39号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、改めましておはようございます。

平成29年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案の審議をお願い申し上げるものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ341万8,000円を追加し、予算総額を254億9,547万5,000円にお願いするものであります。

平成29年4月に九州国立博物館の開館時間が延長されることに伴い、西鉄太宰府駅を利用し国立博物館に見える観光客の誘導と安全性を確保するとともに、参道商店街の活性化のため、参道のライトアップ工事費等を計上させていただいております。

また、あわせて繰越明許費の追加を補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第39号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今の市長の提案理由を受けまして、2点、通告しておりませんので、お答えいただける範囲の回答で結構ですので、2点お伺いいたします。

まず、この九州国立博物館の開館の延長というのは、もう昨年の秋には新聞報道等でもされておりましたけれども、なぜ当初予算の中に入れ込むといいますか、当初予算の中にこれが反映されなかったのかということが1点と、4月から開館の延長に伴うライトアップ工事費ということですが、開館延長にこの工事が間に合うのかということ、この2点、ご答弁お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） おはようございます。

今の件でございます。まず、補正予算の時期でございますけれども、まず九州国立博物館のほうから夜間開館についての報告というのをこちらのほうが受けたのは、公式に受けたのは1



月に入ってからでございまして、その後、博物館のほうからライトアップについてのご提案を受けました。それを受けまして、私どものほうもどういうライトがいいのかとか、予算であるとか、また補助がつくものがあればということで、予算の問題も協議をしながら進めてまいりました。

最終的に見積もりが出ましたのが、もうほんの最近でございまして、それもやはり予算の兼ね合いがございまして、いろいろな増やしたいもの、減らしたいものしながら、最終的に見積もりを積み上げたところではございまして、時期が遅れたことは否めない部分があったというふうに思っております。

ライトアップの時期は間に合うかというご質問でございしますが、1カ月以上の時間がかかるということ、物は2週間程度で入るということですが、電圧関係が、その辺の修正があるということではございまして、それを何とかクリアしながら、開館までには終わらせていきたいというふうに考えておるところでございまして。

以上でございまして。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点、見積もりに関して確認ですけれども、これは1社見積もりでされたのか、それとも複数見積もりとられたのか、最後その点だけお伺いして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 今回の見積もりは1社だけでございまして。この業者につきましては、昨年古都の光、ライトアップ事業でLEDを輸入した業者に見積もりをとらせておるところでございまして。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時54分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 35 発議第 4 号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第35、発議第 4 号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第 4 号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年 4 月 1 日付で実施される機構改革に伴い、各常任委員会の所管について改める必要が生じたため、太宰府市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、条例第 2 条第 2 項に定めております各常任委員会の所管を改正するもので、詳細については、配付しております議案書のとおりであります。

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第 4 号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対 0 名 午前11時57分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

**日程第36 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第36、意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

提出議員から意見書に対しての補足の説明があり、委員からは、太宰府市の教室設置の現状について質疑がなされ、提出議員より、平成28年度の現状についての回答がありました。

質疑を終え、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 意見書第1号につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

通級指導教員の増員については、県においては毎年検討されている事項でもあり、現在太宰府でも4小・中学校におきまして5教室あり、それぞれ正職の教員を配置されております。そして、毎年少しずつではございますが、進んでいる状況もあると私は認識しており、全く県が動いてない案件でもないということから、意見書として県に上げるのはどうかと疑問に思うところもございます。

この点だけを指摘させていただきまして、通級教室における教員の増員を求める内容については異論はございませんので、賛成をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第37、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第38、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年5月18日

太宰府市議会議長      橋   本      健

会議録署名議員      徳   永   洋   介

会議録署名議員      宮   原   伸   一